

R8.3.31〆切

農振申請はお早目に！

農振青地に編入をご検討されている方

農振白地農地で補助事業などを活用して、
営農を開始、拡充したい方

こんな方は
特に注目！

農業振興地域

整備計画の総合見直しが始まります！

農振青地から除外をご検討されている方

住宅・倉庫建設、太陽光パネルの設置など、
農地以外の活用を検討されている方

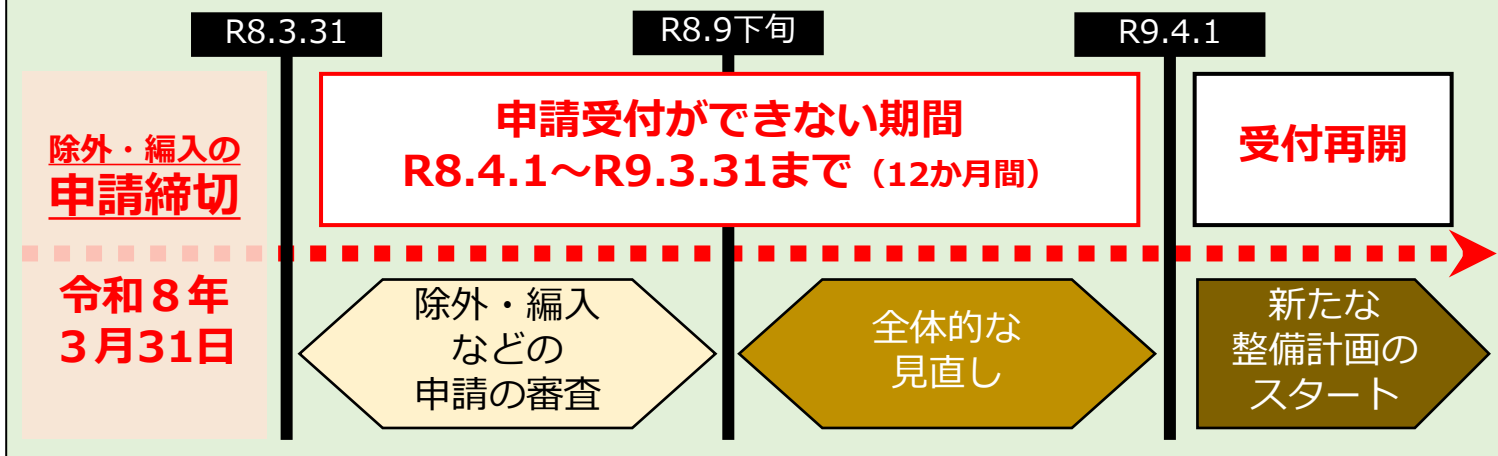


▶総合見直しについて

- ・農業振興地域整備計画は、農業を振興すべき地域の指定と、その地域における農業的整備のための施策を計画的に推進するために定めた計画です。その中でも優良な集团的農地について、農用地区域（いわゆる農振青地）の指定をすることでその使用方法に制限を設け、優良農地を将来にわたって守り、村の農業の安定的な進展を目指します。
- ・現在の農業振興地域整備計画は平成27年に改編し、約10年が経過しています。今回、全体的に農振青地の見直しを行い、農業振興に関する村の基本構想、方針などを現況に即した計画に改編します。

▶総合見直しのスケジュールについて

- ・総合見直し期間中は全体的な見直しを行うことから、**農振青地の除外・編入の申請受付を一時休止**します。除外・編入の申請をご検討の方はお早目にご相談ください。



メリット

- ①国の補助事業の対象…
中山間直接支払制度、多面的機能支払制度、
基盤整備事業（農道、水路、ほ場整備等）
- ②税金の優遇制度…
農地売買時に税金の軽減措置が受けられます。

デメリット

- ①農振青地の指定を受けている農地では、住宅建築（宅地への転用）などは原則不可
※一定要件を満たす場合については、農振青地から除外して宅地等にすることができます。

農振青地とは

※農振青地からの除外、農振青地への編入には一定の要件を満たす必要があるため、必ず希望どおりになるとは限りませんのでお含みおきください。

